

いばらき子ども食堂応援募金 規約

(名称)

第1条 この基金は、いばらき子ども食堂応援募金（以下、基金）という。

(事務局)

第2条 この基金は、特定非営利活動法人茨城 NPO センター・コモンズ（以下、コモンズ）に事務局を置く。

(目的)

第3条 この基金は、茨城県内の子ども食堂等の子どもの居場所に対して、市民及び団体等から寄付を募って助成する事業を行うことで、地域で子どもを支え、見守る仕組みの創設及び継続に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この基金は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茨城県内の子ども食堂等の子どもの居場所への寄付募集事業
- (2) 茨城県内の子ども食堂等の子どもの居場所への助成事業
- (3) その他この基金の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第5条 この基金に、担当職員を置くことができる。

2 担当職員は、コモンズ代表理事が任免する。

(事業計画及び予算)

第6条 この基金の事業計画及びこれに伴う活動予算は、コモンズの事業計画及び活動予算に含まれ、コモンズ代表理事が作成し、コモンズ総会の議決を経なければならない。

(事業計画及び予算の変更)

第7条 第6条に規定した総会の議決を経た事業計画及び活動予算の変更は、コモンズ理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、コモンズ代表理事はその後最初に開催する総会にこれを報告し承認を得なければならない。

(基金の原資)

第8条 この基金は、第3条の目的に賛同する市民又は団体等からの寄付金等をもって原資とする。

(寄付金の不返還)

第9条 寄付者が既に納入した寄付金等は、返還しない。

(助成対象団体の要件)

第10条 この基金の助成を受けようとする団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 茨城県内で活動する団体であること。
- (2) 市民が主体となった民間非営利活動団体であること。
- (3) 情報発信及び情報開示に積極的な団体であること。
- (4) 選挙及び布教活動を主目的としない団体であること。
- (5) この基金の目的に賛同し、協力関係が保持できる団体であること。
- (6) その他基金事務局が適当でないと判断した団体ではないこと。

(選考委員会の設置)

- 第 11 条 助成事業を行うにあたり、選考委員会を設置することができる。なお、助成総額が 30 万円未満の場合、その限りではない。
- 2 選考委員は、茨城県内の子ども食堂の運営事情に詳しい者又はコモンズ役職員等から選任される。
 - 3 選考委員会に選考委員以外の出席を求め、説明を聴くことができる。
 - 4 緊急を要する場合等において、書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって委員は表決し、助成対象活動を選定することができる。

(選考委員の除斥)

- 第 12 条 助成対象活動の選定に関し、選考委員は自身及びその 2 親等内の近親者が支配又は勤務している団体等の利害関係にある案件の選考に加わることができない。
- 2 前項の状況が発生した場合、その選考委員以外の平均評価点を当該案件に加算する。

(守秘義務)

- 第 13 条 選考委員会参加者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。選考委員を退いた後も同様とする。

(報告の義務及び情報公開)

- 第 14 条 助成対象団体は、助成対象活動に関して、適宜基金事務局に報告しなければならない。

(活動基盤強化)

- 第 15 条 助成対象団体は、コモンズより活動基盤の充実を図るための助言を受けることができる。

(資産の管理)

- 第 16 条 この基金の資産は、コモンズ代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て定める。
- 2 この基金の会計は、用途等が制約された寄付金として区分経理を行う。

(事業報告及び決算)

- 第 17 条 この基金の事業報告及び決算は、コモンズの事業報告及び決算に含まれる。
- 2 寄付募集事業及び助成事業に関して、この基金に対する寄付者等の信頼性を高めるため、担当職員は積極的に情報発信及び情報開示に努めるものとする。

(事業費及び管理費)

- 第 18 条 この基金の事業及び管理に必要な経費として、原則として寄付金の 30%までを支払助成金とは別に経費として充当することができる。

(規約の変更)

- 第 19 条 この規約の変更は、コモンズ理事会にて行う。

(細則)

- 第 20 条 この規約の施行について必要な細則は、別途定める。

附 則

- 1 この規約は、2020 年 7 月 1 日から施行する。

2023 年 7 月 28 日 一部改正